

令和2年6月号

駐在所便り

0795-63-0110
三田警察署

1 犯罪発生状況(令和2年4月16日～令和2年5月15日)

種別	件	概要	犯人像
	0件	皆さんの普段の見守りにより発生なしです。	

◆ 不法就労・不法滞在防止のための理解と協力の確保 ◆

～不法就労・不法滞在防止にご理解とご協力を～

不法滞在者とは

- 不法残留者… 許可された在留期間を超えて滞在している外国人
- 不法入国者… 旅券を持たずに、あるいは偽造された旅券で入国した外国人
- 不法上陸者… 旅券は有効でも、上陸許可を受けずに上陸した外国人をいいます。

確実な身分確認を

外国人を雇用する際には在留カードや旅券をよく見て、不法滞在者ではないか、働くことのできる在留資格であるか等を丁寧に確認してください。

事業主の方は、外国人を雇用する際、在留カードなどにより身分確認を確実にを行い、不法滞在者等を発見したときや、不審に思ったときはすぐに警察に通報してください。

◆ 薬物乱用防止 ◆

～薬物乱用のない社会を

薬物乱用の危険性

薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること又は医療目的にない薬物を不正に使用することをいい、一度でも使用すれば「乱用」となります。

乱用される薬物は中枢神経系に作用することから、乱用したときに快感を得たり、薬物の効果が切れたときの苦痛などから逃れたりするため、薬物による効果を強く求めるようになる「依存性」が形成されます。

薬物対策の推進

薬物の乱用を防止するためには、社会全体で「薬物乱用は許さない」という気運を醸成することが必要です。

警察では、関係機関と連携し、薬物の密輸、密売、末端乱用者の取締りを強化するとともに、薬物の危険性や有害性について正しく認識していただくための広報啓発活動を推進しています。

悩まず、まず相談を

覚醒剤や大麻などの薬物に関する悩みや、薬物の密売・乱用に関する情報は、迷わず

覚醒剤110番 (078) 361-0110

に相談してください。

